



2018年5月10日

各 位

会社名 株式会社 島津製作所
代表者名 代表取締役 社長 上田 輝久
(コード番号 7701 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 法務担当 井村 公信
(TEL 075-823-2361)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月27日開催予定の第155期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は2013年より業務執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を図ってまいりました。業務執行の最高責任者である社長を最適かつ柔軟に選任することを目的として、取締役だけでなく業務執行役員からも選任できるよう、現行定款第14条(招集者および議長)、第20条(業務執行取締役)第1項、第21条(代表取締役)、第22条(取締役会の招集者および議長)を変更するものです。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築し、かつ、取締役の員数の上限を実態に合わせた適切なものとするため、現行定款第18条(取締役の員数と選任)第1項を変更するものです。

2. 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年6月27日
定款変更の効力発生日 2018年6月27日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	(招集者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>取締役会のあらかじめ定めた順序により、取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。
<u>2. 社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>	[削 除]
第 15 条 } [省 略] 第 17 条	第 15 条 } [現行どおり] 第 17 条
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数と選任) 第 18 条 当社の取締役は <u>28</u> 名以内とし、株主総会において選任する。	(取締役の員数と選任) 第 18 条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とし、株主総会において選任する。
2. } [省 略] 3.	2. } [現行どおり] 3.
第 19 条 [省 略]	第 19 条 [現行どおり]
(業務執行取締役) 第 20 条 当社は、取締役会の決議により取締役の中から会長、社長各 1 名、副社長およびその他の業務執行取締役を定めることができる。	(業務執行取締役) 第 20 条 当社は、取締役会の決議により取締役の中から会長、社長各 1 名、副社長およびその他の業務執行取締役を定めることができる。 <u>ただし、社長については業務執行役員の中から定めることができる。</u>
2. } [省 略] 5.	2. } [現行どおり] 5.
(代表取締役) 第 21 条 <u>社長は、当社の代表取締役とする。</u>	(代表取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議により <u>当社の代表取締役を定める。</u>
<u>2. 前項のほか、取締役会の決議により当社の代表取締役を定めることができる。</u>	2. [削 除]
(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。 <u>ただし、会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、社長がこれに代わり、社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</u>	(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。 <u>ただし、会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</u>
第 23 条 } [省 略] 第 39 条	第 23 条 } [現行どおり] 第 39 条